

館林市立第四中学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 16 日

第 1 章 いじめ防止に関する考え方

1. 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめ防止基本方針の策定はすべての生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるための指針である。よって、生徒がいじめ防止に対する認識を正しく理解し、いじめを生まない学校の風土を醸造していく必要がある。全教職員が、いじめは絶対に許されないこと、いじめるなどを許さない、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を毅然とした態度で示していくことが必要である。また、どんな些細なことも親身になって相談に応じることで生徒が安心して学校生活を送ることができる。これらのことがいじめの発生、事態の深刻化を防ぎ、いじめを絶対に許さない生徒の意識を育て、いじめを生まない学校の風土を醸造していくことになる。

そのためには、教育活動のすべてにおいて、生徒の人権を大切にするという精神を育て、全教職員が一丸となり生徒一人一人の人権と多様な個性を尊重しながら指導を行っていくことが重要である。

本校では、「自らはたくましく 他には思いやりのある生徒」を教育目標としており、「プライドオブ四中」を合い言葉に全教職員で教育活動を実施している。いじめは重大な人権侵害であり、生徒の内面を将来にわたって深く傷つけてしまうものであり、どのような理由があっても絶対に許されるものではない。そのような認識のもと、いじめ防止基本方針を定め、全職員でいじめ防止活動に取り組んでいく。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な態様は、以下のものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長 教頭 生徒指導主事（各学年生徒指導担当） 教育相談主任（各学年教育相談担当）

特別活動主任 養護教諭 相談員 スクールカウンセラー（S C） 計13名

(3) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの早期発見
- ④ いじめの対応
- ⑤ 教職員の資質向上のための研修
- ⑥ 年間計画の企画と実施
- ⑦ 年間計画の進捗のチェック
- ⑧ 各取り組みの有効性のチェック
- ⑨ いじめ防止基本方針の見直し

4. いじめ防止年間計画

基本方針に従って、以下の通り実施する

| | 全県の取組 | 全校の取組 | 生徒会活動 | 1年 | 2年 | 3年 |
|----------|-------------------------|------------------------------------|-------|--|--------------------------|--------------------------|
| 4月 | ・第1回いじめ防止委員会 ・家庭訪問週間 | ○ポスターの掲示 ○生徒会オリエンテーション ○挨拶運動 | | ・月1回の「学校生活アンケート」開始 相談窓口の周知 ・アサーショントレーニング | 相談窓口の周知 ・アサーショントレーニング | 相談窓口の周知 ・アサーショントレーニング |
| 5月 | 春の「いじめ防止強化月間」 | ○小中合同あいさつ運動 ○前期生徒総会の開催 | | ・学級目標を考える活動と共に、いじめ撲滅について学級で考え、話合う。 | ・家庭訪問 ・アサーショントレーニング | ・アサーショントレーニング |
| 6月 7月 | いじめ防止フォーラム | ・第2回いじめ防止委員会 | | ・のぼり旗を活用し校区内で連携した運動にする。 ・生徒総会、少年の主張大会と通していじめ撲滅に向けての啓発を行う。 | | |

| | | | | | | |
|---------|----------------------------|---------------------------|--|--|--------------------------------|--------------------------------|
| 8 月 | いじめ防 止サミッ ト | ・ ・第3回い じめ防止 委員会 | ○いじめ防止宣 言を全校生徒に 紹介する。 ○いじめ防止標 語・ポスター応募 呼びかけ | 音楽鑑賞教室 アーサショントレ ーニング | 芸術鑑賞教室 アーサショントレ ーニング | 芸術鑑賞教室 アーサショントレ ーニング |
| 9 月 | | | ○音楽祭へのか かわり ○後期生徒総会 の開催 | | | |
| 10 月 | | | | ・いじめ防止宣言リーフレット配布・活用 | | |
| 11 月 | | ・三者面談 週間 | ○人権集会 (人権週間) | 人権講話 ○学級活動の充実 ・各学級の課題について話し合い活動を行う。 ・各学級で出された意見や決定事項等を生徒会がまと め、全校生徒や家庭地域に紹介。 | 人権講話 三者面談 | 人権講話 三者面談 |
| 12 月 | 冬の「い じめ防止 強化月 間」 | ・第4回い じめ防止委 員会 | ○地域合同あい さつ運動 | アーサショントレ ーニング | アーサショントレ ーニング | アーサショントレ ーニング |
| 1 月 | 市町村別 いじめ防 止子ども 会議 | 第5回いじ め防止委員 会 | ○他校のよい取 組を本部役員会 で報告する。 | アーサショントレ ーニング | スキー教室 アーサショントレ ーニング | アーサショントレ ーニング |
| 2 月 | | | | ○振り返り：1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。 | | |
| 3 月 | | | | | | |

5. 取組状況の把握と検証（P D C A）

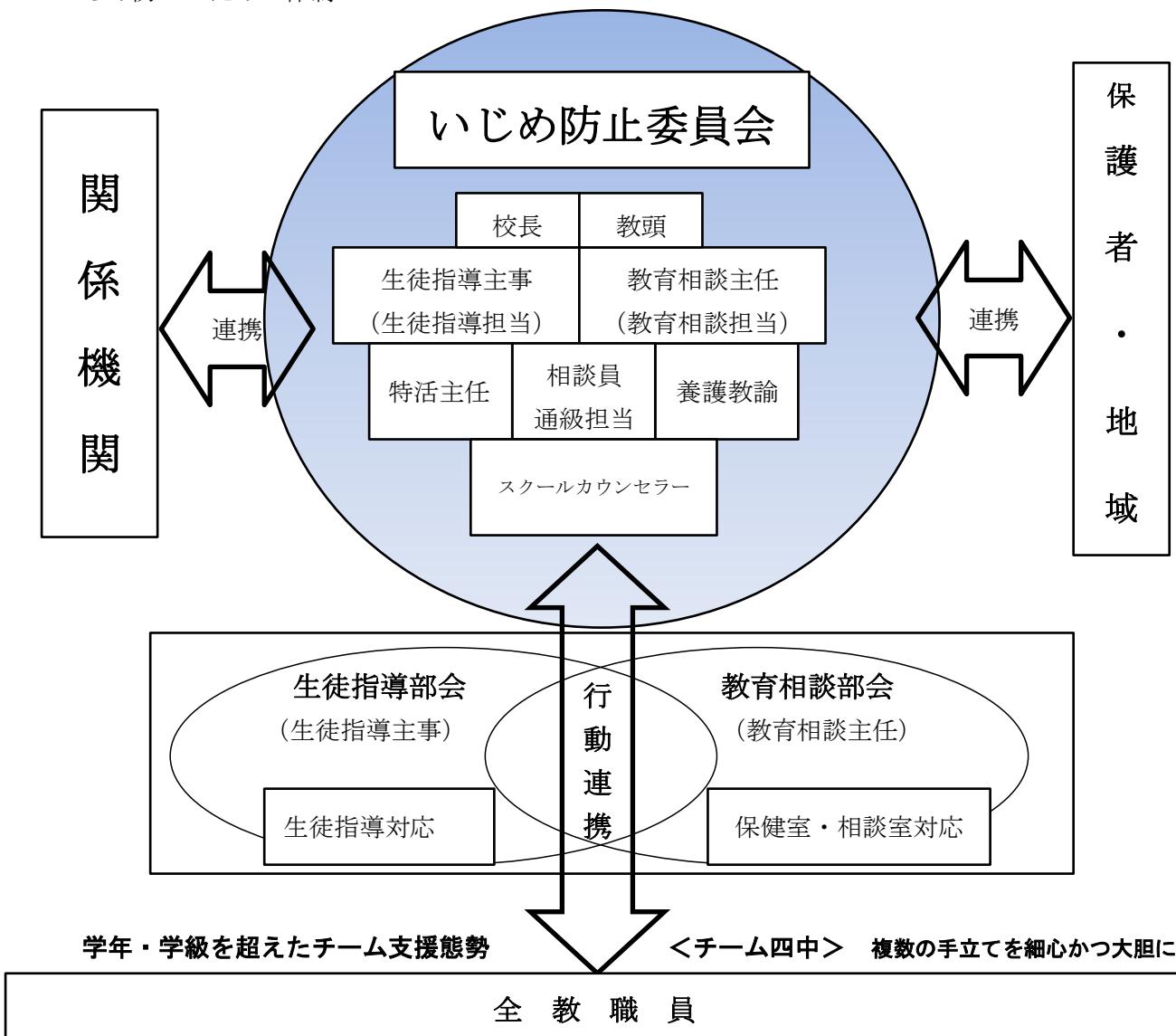
いじめ防止委員会は、上記計画に従って年5回の委員会を開催する。（それに準ずる機関として「生徒指導部会」「教育相談部会」を週一回開催する）その中で、取組内容の検証、いじめ防止に対する具体的な取組のケース会議、等を行っていく。

第2章 いじめ防止のために

1. 基本的な考え方

いじめを防止するために、「生徒がいじめ防止に対する正しい認識をもつ」こと、「いじめを生まない学校風土の醸造」が必要であると考える。そのために、教育・学習の場である学校・学級の中で人権が大切にされる環境が整っていることが求められる。日々の学校生活のすべての場面、場所で行われなければならない。全教職員がいじめ防止に対する認識を持ち、正しく生徒に伝えていくことが必要である。さらに、生徒のやる気が高まるかかわりをもてるよう、生徒同士、生徒と職員が親しく声をかけ合いながら生徒の話に关心をもち、生徒ができたという成功体験を味わえるように無理のない目標設定をし、できることから始めさせ、できるという自信が育つようにし、当たり前のことができたら讃美、認め、自分でも役に立つという体験を与えられるようにしていくことが必要である。このような活動を通していじめが未然に防止されるとともに、よりよい人間関係の中で成長できると考える。

2. いじめ防止のための体制



3. いじめ防止に向けて教職員や生徒がもつべき基本的な認識

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
 - ① いじめはどの生徒にも、どの学校に起こりうるものである。
 - ② いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
 - ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
 - ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑥ いじめは教職員の生徒間や指導のあり方が問われる問題である。
 - ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
 - ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4. 具体的な手立て

(1) 未然防止

① 学年・学級経営

各学級、学年で生徒の人間関係が深まっていくことでいじめを未然に防止できると考える。よって、学校、学年を1つのチームとして捉え、複数の教員で生徒の様子を観察していくことが必要である。さらに、道徳や学級活動などを通して学校生活の中で生徒と教職員の信頼関係の構築にも力を入れなければならない。また、学年主任を中心とした職員集団において、一人で問題を抱え込まないように学年集団を機能させる必要がある。担任は、生徒の様子を日々じっくりと観察するとともに、教室環境の整備にも努めていくことが大切である。

② 面談の実施

上記年間計画の通り、三者面談や家庭訪問を定期的に行っている。その他、担任や学年職員で行うチャンス相談、計画的な二者面談やS Cとの面談を行っている。生徒対象はもちろんだが、保護者とも積極的に相談していくことが

③ 生徒指導部会と教育相談部会

毎週行われる生徒指導部会及び教育相談部会で気になる生徒を共通理解し、その気になる生徒のより注意が向き、未然防止に役立てていく必要がある。また、いじめ防止委員会で話し合われた内容を具体的に行動連携し、学校全体に広めていく機能を果たすことが求められる。さらに、保健室で生徒

がありのままの思いを吐露することから、養護教諭と担任が連携できるようにコーディネートする必要もある。

④ 生徒が分かる喜びを味わえる授業実践

生徒の学校生活はほとんど授業時間である。よって、生徒同士、生徒と教員の人間関係を豊かにできる場は授業である。授業で生徒が分かる喜びを味わうことで生徒と教師の人間関係がより豊かになるとともに、生徒同士が互いを認め合い、学び合うことにつながりいじめを未然に防止できるようになる。さらに、授業中の生徒指導を毎時間しっかりと行っていくことで規範意識が高まり、いじめを生まない学校風土がつくられていく。

⑤ 生徒会活動との連携

生徒会を中心となっていじめ防止に向けた様々な活動を行っていくことで学校が活性化し、いじめを生まない学校風土が構築されていく。生徒が主体となって取り組む活動によって、生徒自身が自分でも役に立っているという有用感を味わうことができる。よって、生徒会を中心とした生徒集団が自分たちで活動していくことの意義は大きい。また、実践目標として、「生徒会本部役員や学級代表などのリーダーが中心となって、生徒一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。」ことにも重点を置いていく。

⑥ 家庭や地域との連携

家庭との連携は欠かすことができない。担任や部活動担当が日常の様子を家庭と共通理解しておくことがいじめの未然防止につながる。普段から、家庭との連絡を密にするとともに、学級懇談会や三者面談等で積極的に「何か心配なことがあれば声をかけてください」と発進し、相談体制を周知していくことが必要である。また、地域との連携において、PTAはもちろんその他の関係機関とも情報交換の機会を設け、抵抗なくいじめに対して意見交換をする環境を整えておくことが必要である。

(2) 早期発見

① 学校生活アンケートの実施

毎月第四月曜日に全生徒を対象に行っている。いじめの問題はもちろん、その他の悩みについても聞き取りを行う。アンケートは記名式で行い、担任がチェック後、学年の生徒指導担当が集約し、管理職へ報告を行う。安心して記入できるように配慮するとともに、記入された内容の大小に関わらずその日のうちに生徒から聞き取りを行っている。

② 日常生活での見取り

学年職員がチームとして休み時間や給食準備中の生徒の様子を観察したり、生徒とコミュニケーションを図ったりする中で生徒の様子を見取り、情報を共有することでいじめの早期発見が可能である。学年の生徒指導担当や教育相談担当が割り当てを行い、実践していく。

(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応と早期解消

① 初期対応

いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴

する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

いじめの通報を受けたときの初期対応においては、いじめを受けた生徒や保護者の思いに寄り添い親身になって事情を聞いていくことが大切である。その際、いつ・どこで・だれが・どのような状況であったかをしっかりと把握することが必要である。聞き取った内容は記録に残し、その後の対応がスムーズにいくようにする。

② 情報の共有

朝の職員打ち合わせや定例の生徒指導部会及び教育相談部会、職員会議などで情報を共有する。その際、いつ・どこで・だれが・どのようないじめを受けたかという事実の確認を最優先し、早期解消に向け情報の共有を行う。いじめ問題に対する正しい事実認識が早期解決の足がかりとなる。

③ 対応メンバーの決定

いじめ問題に対してどのようなメンバーで対応に当たるかを決定していく。主に学年職員を中心としていくが、場合によってはいじめ防止委員会で話し合いをもち、いじめられた生徒にとって信頼できる人（担任、学年職員、部活動顧問、相談員、養護教諭やSC、）を段階に応じて決めていく。

④ いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、いじめられた生徒や保護者へ担当が寄り添い、支えられる体制で臨む。いじめられた生徒にとって信頼できる人がいじめの内容について事実確認を行うとともに、いじめ防止委員会が中心となって対応する。

⑤ いじめた生徒及びその保護者への助言

速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。また、いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

⑥ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞いたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任を中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを發揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。

⑦ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑧ その他

被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。また、いじめ問題への対応についていじめ防止委員会で指導過程を振り返るケース会議をもち、今後の指導に役立てていく。

(4) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。また、情報モラル教育を進めるため、教科において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

附則　　この方針は平成26年4月16日に策定した。

この方針は平成26年5月1日に公布・施行する。